

『著作権法について』

2006・7・18

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. はじめに

この意見論文は、下記引用の通り「著作物の利用について」とする意見が、委員会「参考資料 1」に公表された事を端緒に、正確には6月13日付で庶務に届けられ、6月22日に第71回運営委員会に報告され、浅薄ながらも真に受け「今後、新聞記事等の著作権について留意していく。新聞記事等を配付資料に掲載する際のガイドラインを庶務でまとめる。」と決定してしまった。そして、6月26日の第9回住民参加部会に於て、次頁に引用する「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案」中に「4. 著作権の保護に関する注意」として明記をしてしまった。又、又この報告を受け、法律専門家が出席していたにも関わらず、7月6日第51回委員会は、さして審議もせず、傍聴者たちに計りもせず、既定の事実のように「笑われもの提案」を決定してしまったのである。せめて法文なりとも調べるべきであろう。私はせめて愚策の「違法性」なりとも注意せんと委員長に声を掛けたが、発言を拒否されたので今回ここに詳しく論じるものである。

上記に述べたように委員会は3度の審議にわたって検討する機会があったのである。この人たちは、本当に「モノゴトノシンジツヲシラベ、キョシンニサクノリョウヒヲシンギデキル」のであろうか？

700 高木伸治氏

〔資料 - A〕

流域委員会の本サイトを興味深く拝読しております。気づいた点がございますので、以下に意見を述べます。

■著作物の利用について

「一般からのご意見」の別紙資料で、新聞記事を掲載されている資料がいくつか見受けられます。これら新聞記事の転載に際して、著作権者である報道機関各社、および記名投稿記事の掲載の際の著者からの著作物利用許諾は得ておられるのでしょうか？

利用許諾を得ておられるならば、その旨を併記する必要があるでしょうし、もし、許諾なしで掲載されておられるならば、所定の手続きを踏むべきだと考えます。

些細なことかもしれませんが、行政機関が運営する委員会の公式サイトでもありますので、ご検討のうえ、善処いただけますようお願いいたします。

〔資料 - A2〕

淀川水系流域委員会
第51回委員会 (H18.7.6)
審議資料2

2006年7月6日

淀川水系流域委員会

一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案

淀川水系流域委員会（以下、委員会という）は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、審議に役立ててきました。一般住民・傍聴者の方々のご協力、ご支援に厚く御礼申し上げます。

なお、委員会は設立の当初から一般傍聴者、あるいは一般からの意見を重視しており、今回の提案はこの基本的姿勢を些かも変えるものではありません。

さて、これまで開催した委員会、部会等において、一部の意見提出や傍聴者発言により、委員会の健全かつ円滑な運営に望ましくない影響があったことは既にご承知のとおりです。そこで委員会では、一般住民からの意見聴取や傍聴者のご発言について下記のようなルールを定めることにいたしました。今後も一般住民からのご意見を真摯に聴取し、委員会審議のさらなる充実を期する所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

< 中 略 >

4. 著作権の保護に関する注意

提出される意見に、新聞、書籍その他の著作物からの引用や写しが貼付または添付されている場合、ならびに配布される資料が新聞、書籍その他の著作物の写しである場合、意見提出者は、著作権の許諾を得たことを明記して委員会（庶務）にご提出下さい。

上の「提案」には細々と、問題の多い規則が数多くあるが、本意見では触れない。

B. 著作権法の目的と趣旨

とりあえず、重要である法文の規定を見てみよう。我々が今、直面している「参考資料 1」への投稿である「意見論文」は、ジャンルとして言えば「批評」や「研究」の類である。次から次へ、関連する新聞記事を切抜いて紹介するのは、「報道」と言って良く、大いに参考になっている。

ここでは音楽や演劇、絵画彫刻、写真などの美術や文芸、放送、翻訳、電子計算機のプログラム等の分野に立入る必要は、ほゞないとして紹介する法文を限る。又、この意見論文中に於て用いる語において、単に〈法〉と述べるは「著作権法」を指し、〈委員会〉は「淀川水系流域委員会」の事であり、〈庶務〉とはその事務方を請負う「シンクタンク」を言う。

著作権法

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

〔以下 中略〕

第一条に規定されているように、最大目的は「文化の発展への寄与」なのである。闇雲に著作権権利を優先させると、全体の文化が停滞してしまう恐れもある。社会的に著作物等の利用が公正に行なわれるようにすると共に、著作者の権利をも護っていかねばならない。そのような意図の法律なのだ。

第二条にあるように、この〈法〉で著作物とするのは「思想又は感情を創作的に表現した文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する」ものだけである。「著作権法」と聞いただけで闇雲にあらゆる印刷物やその他の表現物が「勝手に利用できない」と思いこむ。そのような人が多いらしいのは、今回の出来事でよく判った。〈法〉文を読みもしていないのである。おいおいと判って頂けるよう説明をさせて戴こう。

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 [七～九の例示を省略する]

2 事実の伝達にすぎない推報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

第二条の(定義)で見たように、新聞記事などの推報やニュース報道は創作ではなく、事実の伝達の範囲であるから、この〈法〉で保護される対象ではないのだ。明治立法の旧法から規定され、当然のように転載や引用などの利用が慣行となっているのに、今更の如く「著作権者の許諾が必要」などと〈法〉にも無い事を主張しても、虚しいばかりである。この際には、「引用」に触れよう。これも旧法の第三十条に規定され、百年ほどの慣行の歴史がある。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

[2項を省略]

〈法〉第三十二条において、「引用」して利用できることが明確に規定されているのだ。その場合の著作物は「公表」されたものでなければならない。ここにも社会的文化活動の発展の為に、既存の文化的所産が生かされなければならないし、それが一方的に氷漬けにされた状態になれば、文化的停滞が起る事になり、著作者側にも社会としても大きな不利益を被る事になるとの判断がある。著作者は自分の創作物が「社会的に注目され」「批評を受け」「研究の対象になる」ことで、有意ある評価を見出すことが出来る。自分の思想や感情を受け止め、それに共感したり批判を加える論文に「引用」されることは、自からの創作力の向上に資するものなのである。

社会はそのような「やりとり」(言論その他の表現方法をもって)を重ねながら、確実に重厚かつ柔軟な文化社会を築くことができる。頑なに「著作権利」を主張するばかりでは、逆に貧困な文化状態に落ち込むであろう。その代り「西の高さや」「いちいち許諾の確認」がどれだけ言論活動やその他の表現活動を抑圧するであろうか。想像するに難くない。

著作者は自分の創作物に「社会が黙殺する」事態を望んではいない。「いちいち許諾」は、著作権者にとっても利用者にとっても、手間や時間、経費等がかかり、煩しだけである。その無駄を省略する事は社会にとり利益だ。

〈法〉は以上のような趣旨で、〈法〉の目的「文化の発展への寄与」を根本とした調整をこの「引用」条項でも行なっていると見る。

「引用」は「公表された著作物を公正な慣行から外れず、引用の目的に沿って正当な範囲内で行う」ことが要求されている。それを具体的に詳述すると、〈法〉の第三節に規程されている著作権、著作者人格権を侵害するような引用の仕方(例えば、原作の本来の論旨を歪め引用するようなやり方、全体を要約化しダイジェスト版のようにしてしまうやり方、著作物の明記や著作者の氏名表示などをしないやり方等)は公正な慣行とは言えない。又、基本的には利用する側の著作物に引用する原作の内容が、必要性があるのかどうか。関係がないのに「引用」とは言えないのである。これは不自然な引用目的と感じる。

「引用の目的に沿って」とは、〈委員会〉に限って言えば、批評、研究、報告(報道)などが存在した。通常、小出しで「意見論文」となっているので、学者の「研究論文」のように感じていない人が多いと思うが、同じ問題の調査を継続し、その分析と総括を積み重ねているのは、市民の立派な「研究論文」である。それら個々の意見論文が必要とする「自己意見の補強」の為や「その例証」として示す目的が多く見かけられる。それらの目的を主要なものとし、余分すぎる引用は控えるよう、「正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」としている。不自然な引用目的とみられるような事や過剰な引用をしない事は著作者への礼儀でもある。心したいものだ。

C. 適法に「引用」し、活発に「意見」を!!

上記のとおり、〈法〉は「無許諾」で「引用」することを認めている。これは既に百年の歴史を持つ「慣行」となっている。〔資料-A2〕の4. 著作権の保護に関する注意、などは〈法〉第三十二条を無視したもので、言論の抑圧を意図したものと見られる「違法」なものであり、撤廃を要求する。

〈委員会〉も委員会(イインカイ?)なら、〈庶務〉も庶務(ショームナ!!)である。「シンクタンク」がこの〈法〉を知らない筈がない。知っていて、「一般意見の抑圧に乗り出して来た？」のなら、事態は急を告げているのかも知れない。「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する提案」全般に対する批判は、次に行なう事にする。

この意見論文において、〈法〉の全てを解説した訳ではなく、〈委員会〉の「参考資料 1」への「意見論文」の著作物からの「引用」にほぼ限って説明した。この〈法〉では条文に「慣行」という言が出ていながら、具体例は示されていず、結局は「判例」を追いつながら類似性から推察せざるを得なかったり、推察の推察になりかねない分野もありそうである。しかし、それは普通に公正さを考えたりしてゆけば、非営利の我々の意見論文が「著作権法違反」となる恐れは、まず無い。これ以上には〈委員会〉へ意見を集中させようではないか。